

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 2 3 日

施設等利用給付認定保護者 各位

四街道市健康こども部保育課長

令和 8 年度 実費徴収に係る補足給付事業のご案内
(令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月分)

実費徴収に係る補足給付事業は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの給食費を補助するものです。ただし、対象となる費用は給食費のうち副食材料費に限られ、補助額には上限があります。詳細は以下をご参照ください。

1 給付の内容

対象者	次の①・②いずれかに該当する施設等利用給付認定子どものいる方
	① 年収（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 2 月 3 1 日の収入）3 6 0 万円未満相当（市町村民税の世帯合算の所得割額 7 7, 1 0 1 円未満に相当）の世帯に属する施設等利用給付認定子ども ※ 住宅借入金等特別税額控除・寄付金控除等は控除がないものとしての課税額で判定します。 ② 小学校第 3 学年修了前のお子さんを起点として第 3 子以降（※）となる施設等利用給付認定子ども ※ 未就学で保育所、幼稚園等に在籍していないお子さんは含みません。
対象費用	施設等利用給付認定子どもに対して特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園で提供された食事（預かり保育で提供されたもの以外）に係る費用のうち、副食材料費（※）に該当するもの（補助上限月額 5, 1 0 0 円） ※ 給食費（おやつ含む）から米、パン等の主食材料費、調理に係る人件費や光熱水費等を除いた費用のことです。

2 申請方法

受付場所	四街道市役所 1 階 7 番窓口（保育課） ※ 郵送による提出も可能です。その際は、簡易書留等の方法により送付してくださいようお願いします。
必要書類	① 実費徴収に係る補足給付費交付申請書（副食材料費に要する費用の補助用） ② 個人番号（マイナンバー）確認書類貼り付け用紙 ③ 口座情報（金融機関名、口座番号、口座名義等）を証明する書類の写し ※ 過去に子育てのための施設等利用給付の請求手続き又は実費徴収に係る補足給付事業の申請手続きで使用した口座を指定する場合は提出不要です。 ④ 副食材料費の支払いを証明する書類（領収証等） ⑤ 令和 7 年度の市町村民税所得割額を証明する書類（課税証明書等） ※ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までに提供された食事に係る副食材料費について申請する方で、施設等利用給付認定子どもの父母どちらも令和 7 年 1 月 1 日時点で四街道市に住民票がある場合は提出不要です。

《裏面に続く》

3 申請に関する注意事項

- ① 表面「1 給付の内容」をご覧ください。
- ② 市町村民税の所得割額については、住民税税額決定通知書、課税証明書等によりご確認ください。
- ③ 申請書に記載する給付金の振込先は、施設等利用給付認定申請を行った保護者と同一名義の口座を指定してください。
- ④ 施設等利用給付認定期間外の費用については、対象となりませんのでご注意ください。また、施設等利用給付認定申請内容に虚偽が認められ、認定が取り消された場合は、取り消された期間の給付について返還を求める場合があります。
- ⑤ 申請内容の審査結果により、申請いただいた全額が給付されとは限りません。
- ⑥ 預かり保育に係る費用の請求を過去に行い、その添付資料に対象となる副食材料費の支払いを証明する書類（領収証等）が含まれている場合は、当該証明書類を省略することができます。その際は、申請書の余白に「領収証提出済み」の旨をご記載ください。

4 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

5 問合せ先

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部保育課 学童・幼稚園係

担当：高峯

電話：043-420-7526